

不審者が確保されているか

緊急に対応しなければならない情報があり、被害者等の安全確保を行った後、あるいは、それとほぼ同時に、不審者が確保されているか確認する必要があります。

その際、情報の混乱が予想されるため、現場にいる人などの情報に加えて、警察に必要な情報を確認し、助言を求めます。その上で、緊急の安全対策の内容、方法等について検討し、決定します。

1. 警察に確認するポイント

現場に急行した教職員の情報等から、警察に対して次のようなことについて確認する必要がある（「110番」ではなく、あらかじめ、最寄りの警察署の事件・事故の対応窓口の電話番号を把握しておくことが必要）。

- 不審者は、確保されているか。
- 確保されていない場合、登下校中等の子どもに被害が及ぶ危険性があるか。
- どの地域で危険性があるのか。
- 学校への指示や要請事項があるか。

＊ なお、不審者が確保された時点で、速やかに連絡がもらえるよう日頃から連携を保っておく。



2. 学校、家庭、地域が一体となった対応が必要かどうかを検討・判断する。

不審者が確保されていない状況が続いており、登下校時の子どもに被害が及ぶ危険性がある場合は、地域住民、保護者、ボランティア等と連携した登下校の安全確保のための緊急対応の内容、方法等について検討し、決定する。

登下校の安全確保

登下校の安全確保のための緊急対応が必要であると判断した場合は、教職員はもちろん、地域住民、保護者、ボランティア等が連携して、防犯パトロールや子どもの引率等を実施することが必要です。

校長は、緊急の対応を実施することを全教職員に周知し、事前に定められた役割分担に従い、直ちに具体的な対応を行うことにより、子どもの登下校の安全確保を図ることが求められます。

また、地域住民、保護者、ボランティア等の対応状況を確認した上で、必要に応じて学校が行う緊急対応への支援を求めるなど、地域と効果的に連携することが必要です。

さらに、緊急時には、近隣の学校等へ周知するとともに、教育委員会に対し、近隣の学校等への情報提供や警察等との連絡・調整を図ることを要請することが重要です。

学校の取組

1. 安全確保までの子どもの保護と保護者への引渡しや集団登下校を行う。

- (1) 子どもの現在の状況（登校中・下校中、登校前・帰宅後など）を把握する。
- (2) 下校前の場合は、安全が確保されるまで学校に待機させる。
- (3) 子どもだけでの登下校が難しい場合には、保護者への引渡しや保護者の引率による集団登下校などを行う。

＊ 登校前であれば、必要に応じて自宅で待機させる。また、登下校中であれば、地域住民・保護者・ボランティア・警察等に、緊急に子どもの安全確保への協力を要請する。

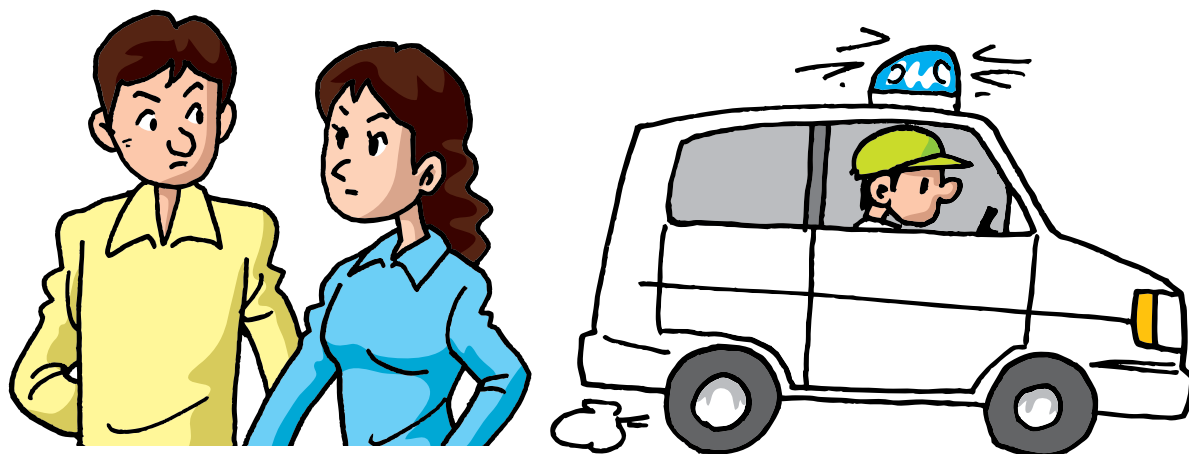


2. 地域住民・保護者・ボランティア・警察・教育委員会への支援要請を行う。

- (1) 保護者、現場や危険のある場所に近いボランティア、地域防犯関係者等に、防犯パトロールの実施を要請する。
- (2) 警察には、情報の提供と緊急の防犯パトロール等を要請する。
- (3) 教育委員会には、国私立、都道府県立、市区町村立を問わず、域内の学校等に対する情報提供や警察などとの連絡・調整を要請する。

3. 必要に応じ、教職員等による緊急防犯パトロールを実施する。

必要な場合には、通学路を中心に情報収集と安全点検のため、地域住民、保護者、ボランティア等と協力あるいは分担して、教職員による緊急の防犯パトロールを実施する。



※必要に応じ、近隣の学校等へ連絡する。

必要な場合には、直ちに被害の及ぶ恐れのある周辺の学校に対し、周知する。

(例：中学校から、校区内に所在する県立高等学校等へ連絡。)

地域（地域住民・保護者・ボランティア等）における取組

1. 緊急防犯パトロールを実施する。

(1) 通学路の安全を点検し、不審者の発見や情報収集を行う。

＊ 必要に応じて、公園や子どもの遊び場など通学路以外の場所の安全点検を行う。

(2) 子どもの登下校時刻に合わせた防犯パトロールを実施する。

2. 保護者同伴の集団登下校を実施する。



3. 学校が行う緊急対応を支援する。

事後の対応や措置

登下校時における緊急事態が発生した場合には、事態が収束した後、その事態の発生要因を分析し、また、事態への対応を見直すことによって、日頃の対策と緊急対応を改善する必要があります。

また、養護教諭やスクールカウンセラーを中心に心のケアを行うとともに、情報を整理し、教育委員会等への報告書や災害共済給付に関する請求書を作成し、請求することにも必要となってきます。

さらに、教育委員会は、学校の状況を把握し、登下校時の防犯対策や緊急事態発生時の対応の仕方や体制の整備等について、必要に応じて指導・助言し、情報収集や警察などの関係機関等との連絡・調整を行います。

学校の取組

あらかじめ決めておいた役割分担により、教職員が一体となって「保護者等への説明」、「心のケア」などの事後の対応や措置を適切に行う（P.13～14参照）。また、これまでの安全対策や記録等をもとに問題点や課題を明らかにし、地域等との連携を一層深め、登下校時の安全対策の強化を図る。

地域（地域住民・保護者・ボランティア等）や関係機関における取組

1. 防犯パトロールの強化を行う。

- (1) 時間、場所・区域、経路、巡回方法等を見直し、拡充する。
- (2) 新たなボランティアの参加を求め、防犯パトロールを充実する。
- (3) 警察、学校と連携を深め、効果的に防犯パトロールを実施する。
- (4) 青色回転灯を装備した車による防犯パトロールの実施もしくは拡充を行う。

2. 保護者等による通学路等の安全点検を実施する。

- (1) 定期的に子どもの通学路の安全を点検し、不審者の発見や情報収集を行う。
- (2) 必要に応じて、公園や子どもの遊び場など通学路以外の場所の安全点検を行う。
- (3) 安全点検の結果について、家庭で子どもと話し、子どもの安全意識を高める。

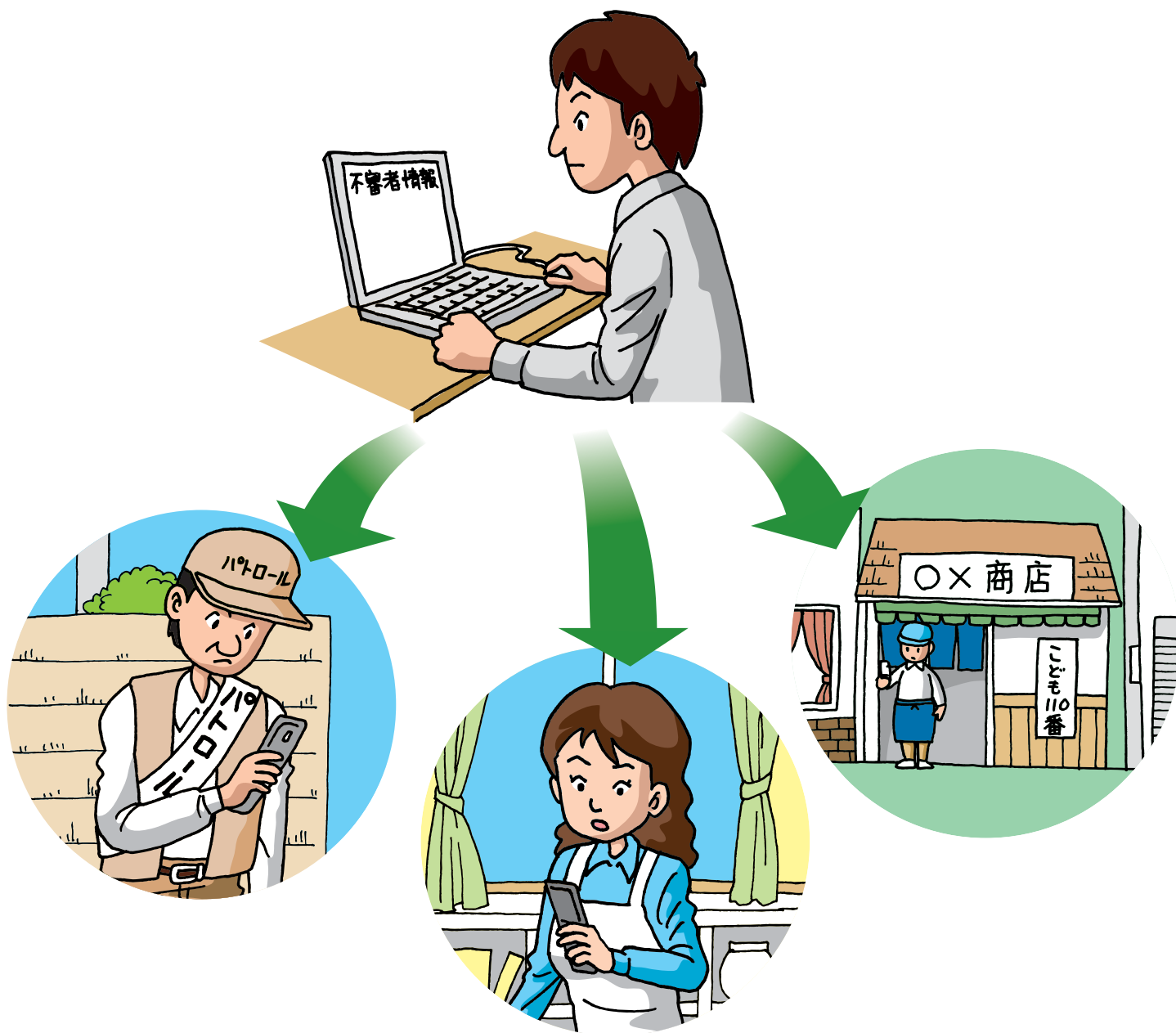


3. 通学路の防犯施設・設備などの環境整備・充実を行う。

- (1) 防犯標語やポスターを掲示するなど、地域への啓発を行うことにより、「子ども110番の家」や「子ども110番の店」を増やす。
- (2) 必要に応じ、通学路に防犯灯を設置（増設）する。

4. 不審者情報等の情報ネットワーク等の整備・充実を行う。

- (1) 情報の収集、提供の方法を検討し、改善する。
- (2) 携帯電話、パソコン等を利用したネットワークづくりを推進する。



5. ボランティア等の研修を実施する。

教育委員会、警察、学校等が連携し、発生した事例等を参考に、今後の活動の充実を図るための研修を実施する。

6. 学校が行う事後対応の支援を行う。